

令和 3 年度 11 月補正予算参考資料

トータルコストの表記について

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

新型コロナウイルス感染症対策推進課 (内線: 7 1 5 3)

3 目 予防費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)【新型コロナ第6波対策】臨時の医療施設運営事業	0	207,158	207,158	188,286			18,872	
トータルコスト	0	207,950	207,950	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務等				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策内容	新型コロナウイルス感染症にかかる医療提供体制の整備							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 次の感染再拡大に備え、専用病床のさらなる拡充及び宿泊療養者等の医療的ケアの強化を図るため、宿泊療養施設の一部を軽症者等を対象とした「臨時の医療施設」として運用する体制を整備する。 2 主な事業内容 ※経費は県直営で各圏域に1か所開設する想定で積算 (1) 従事する医師・看護師・運営スタッフの報酬 182,978千円 (2) 医療資機材整備（生体情報モニタ、点滴台、通信機器等）のリース 12,000千円 (3) 診療等に必要な医薬品等 12,000千円 (4) 感染性廃棄物処理委託 180千円 <運用形態（調整中）> 設置場所：東・中・西部の宿泊療養施設の一部フロアを活用 運営主体：県直営または医療機関等へ委託 開設時期：「鳥取方式＋α」移行時（入院待機者発生によるメディカルチェックセンター稼働時） 対象患者：軽症者等（メディカルチェック後の高齢者や基礎疾患があるが内服治療で安定している者を含む） 医療行為：宿泊・在宅療養において症状悪化した場合（脱水症状等）の点滴等の治療、中和抗体薬の投与 等 人員配置：医師 日中1人（夜間オンコール）、看護師 常時1人 3 事業目標・取組状況・改善点 第5波の患者急増では、原則入院の「鳥取方式」に加え、メディカルチェックセンターの設置・運営、宿泊・在宅療養体制の開始・拡充などの「鳥取方式＋α」により対応した。 第5波を超える医療のひっ迫を想定し、臨時の医療施設の運営体制を整備することでコロナ医療と一般医療の両立及び宿泊・在宅療養者へ医療提供の充実を図る。								

令和3年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

医療政策課(内線:7204)

2目 医務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)【新型コロナ第6波対策】小児在宅療養体制強化事業	0	12,000	12,000	12,000				
トータルコスト	0	12,792	12,792	(補正に係る主な業務内容) 新型コロナウイルスに係る在宅療養体制の強化				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策内容	ー							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

新型コロナウイルス感染症の第6波に備え、鳥取大学医学部附属病院及び各圏域のかかりつけ小児科医の協力により、需要が高まると想定される小児の在宅療養における医療体制を強化する。

2 主な事業内容

(1) 情報通信機器 (iPad等) の整備 (9,000千円)

かかりつけ小児科医、在宅療養者に貸与し、健康観察や診察に活用する。

(2) 専用の情報共有サイトの整備 (3,000千円)

鳥取大学医学部附属病院内に整備し、患者の健康状態や診察内容の共有等に活用する。

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・在宅療養者等に安心して療養していただけるよう、療養体制の更なる強化を図る。
- ・第5波では、小児を含め、在宅療養中の多くの療養者に発熱等の症状が見られた。
- ・訪問看護師による日常的な健康サポートに加え、協力医師による電話診療の体制を整備している。
- ・特に小児の場合、顔を見ながらの診察が重要との小児科医の意見が強く、圏域のかかりつけ小児科医にコロナ診療等への更なる協力・参画を促す必要がある。

令和３年度一般会計補正予算説明資料

４款 衛生費

１項 公衆衛生費

新型コロナウイルス感染症対策推進課（内線：７１５３）

３目 予防費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【新型コロナ第 6 波対策】新型コロナウイルス感染症医療環境整備等事業	10,638,986	2,364,562	13,003,548	2,364,562				
トータルコスト	10,644,531	2,365,354	13,009,885	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務等				
従事する職員数	0.7 人	0.1 人	0.8 人					
工程表の政策内容	新型コロナウイルス感染症にかかる医療提供体制の整備							

事業内容の説明

１ 事業の目的・概要

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床を確保する医療機関に対し、確保に伴い空床となる病床数及び期間に応じて助成することで、県内医療提供体制を整備する。

２ 主な事業内容

現在検討している次の感染拡大に向けた「保健・医療提供体制確保計画」において最大確保病床数のさらなる確保（337床→350床）を進めているところであり、第６波に備えた病床確保体制の維持に必要な経費を増額補正する。

（単位：千円）

細事業名	内 容	補正前	補正 予算額	計																			
新型コロナ ウイルス入 院病床確保 （空床補償） ＜国 10/10＞	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床をフェーズに応じて病棟単位で空床確保する重点医療機関及び患者を受け入れる病床をあらかじめ確保する入院協力医療機関に対し、空床となる病床に応じて助成。 ＜空床補償単価（日額）＞ <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="2">区 分</th><th>I C U</th><th>H C U</th><th>その他</th></tr> <tr> <td rowspan="2">重点医療 機関</td><td>特定機能 病院等</td><td>436,000 円</td><td>211,000 円</td><td>74,000 円</td></tr> <tr> <td>一般病院</td><td>301,000 円</td><td>211,000 円</td><td>71,000 円</td></tr> <tr> <td colspan="2">その他一般病院</td><td>97,000 円</td><td>41,000 円</td><td>16,000 円</td></tr> </table>	区 分		I C U	H C U	その他	重点医療 機関	特定機能 病院等	436,000 円	211,000 円	74,000 円	一般病院	301,000 円	211,000 円	71,000 円	その他一般病院		97,000 円	41,000 円	16,000 円	8,699,512	2,364,562	11,064,074
区 分		I C U	H C U	その他																			
重点医療 機関	特定機能 病院等	436,000 円	211,000 円	74,000 円																			
	一般病院	301,000 円	211,000 円	71,000 円																			
その他一般病院		97,000 円	41,000 円	16,000 円																			

３ 事業目標・取組状況・改善点

- ・ 11月1日現在、コロナ患者用の病床として264床を機動的に確保している（最大確保病床数：337床）。
- ・ 現在検討している次の感染拡大に向けた「保健・医療提供体制確保計画」における最大確保病床数のさらなる増床に向けて、医療機関と継続して協議していく。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

新型コロナウイルス感染症対策推進課 (内線: 7 7 7 0)

3 目 予防費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【新型コロナ第 6 波対策】新型コロナウイルス感染症検査体制整備事業	716, 551	182, 979	899, 530	90, 310			92, 669	
トータルコスト	724, 472	183, 771	908, 243	(補正に係る主な業務内容) 行政検査委託事務等				
従事する職員数	1. 0 人	0. 1 人	1. 1 人					
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、県内の医療機関や検査機関と連携し、積極的かつ早期に検査を実施する体制を堅持する。

2 主な事業内容

第6波以降の流行に備え、衛生環境研究所の検査能力を増強（1日最大280件→370件）しているところであり、第5波までの感染拡大に伴い検査の件数が当初想定よりも増加しているため、必要な検査に対応するための予算を増額補正する。

(単位: 千円)

細事業名	内容	補正前	補正 予算額	計
保健所が実施する接触者等に対する行政検査（保険診療対象外）（国1/2、単県）	保健所の積極的疫学調査によって判明した濃厚接触者等や各保健所に開設している接触者等相談センターに相談のあった接触者等に対し、感染症法第15条の規定に基づき、行政検査を実施する。	530,102	89,097	619,199
診療・検査医療機関での行政検査（国1/2、単県）	適切な感染予防対策を実施しながら発熱患者を診察する「診療・検査医療機関」で実施する検査について、行政検査として取り扱い、感染症法第15条及び第58条の規定に基づき、当該検査料の本人負担分を公費負担する。	91,880	93,882	185,762
合計		621,982	182,979	804,961

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、県内の医療機関や検査機関と連携し、積極的に検査を実施し、令和3年9月末現在までに4万件を超える検査を実施した。
- ・令和2年11月から診療所等の身近な医療機関（診療・検査医療機関）でも検査を受けられる体制に移行し、県内医療機関に継続的に協力を要請した結果、314医療機関（9月末現在）に登録いただいている。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

新型コロナウイルス感染症対策推進課 (内線: 7 1 5 3)

3 目 予防費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)【新型コロナ第6 波対策】新型コロナ小児検査体制・後遺症医療体制等強化事業	0	7,504	7,504	6,502			1,002	
トータルコスト	0	8,296	8,296	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0 人	0.1 人	0.1 人	委託契約等				
工 程 表 の 政 策 内 容	新型コロナウイルス感染症にかかる医療提供体制の整備							
事業内容の説明【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】								
1 事業の目的・概要 第6波に備え、ワクチン接種対象外である小児の検査体制や後遺症医療体制の充実・強化及び発熱等症状のある方や後遺症を患っている方への早期受診・相談につなげる取組を行う。 2 主な事業内容 (1) 後遺症外来体制強化 500 千円 県内医療機関を対象に、新型コロナ後遺症の知見を有する医師を講師とした後遺症診療に関する研修会を実施する。 (2) 早期受診等周知徹底 5,000 千円 発熱等の症状がある方や後遺症を患っている方の早期受診・相談についてリーフレット作成や、テレビCM、新聞広告等により周知徹底する。 (3) 小児に対する検査体制強化 2,004 千円 小児に対する行政検査体制強化として、小児科医の任用及び小児用検査キット整備を行う（国 1/2、県 1/2）。 3 事業目標・取組状況・改善点 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、県内の医療機関や検査機関と連携し、積極的に検査を実施し、令和3年9月末現在までに4万件を超える検査を実施した。 ・新型コロナから回復後、後遺症を患っている者が一定数存在していることから、各圏域に11月から後遺症の相談・医療の体制を整備した。								

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7158）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)【新型コロナ第6波対策】新型コロナウイルス入院患者家族支援強化事業	0	6,786	6,786	6,781		5		
トータルコスト	0	7,578	7,578	(補正に係る主な業務内容) 事業者との調整、直接の処遇支援				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策内容	ー							
事業内容の説明【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】								
1 事業の目的、概要								
新型コロナウイルス感染症の第6波に備え、新型コロナウイルス入院患者家族支援事業（※）の人員体制等を充実させる。								
(※) 新型コロナウイルス入院患者家族支援事業・・・新型コロナウイルスの陽性患者が医療機関への入院や指定された施設での宿泊療養をする際に、介護が必要な高齢者や障がい者、監護が必要な子ども等がいる場合に、預かり等の必要なサービスや支援を行う。								
2 主な事業内容								
事業に従事する保育士等（会計年度任用職員）を新たに雇用するなどして、同時に複数の家族への支援が必要な場合や、支援が継続的に長期間必要な場合に対応できるよう、支援体制を強化する。								
＜児童＞								
・児童相談所が一時保護に準じて支援内容を決定し、県立又は民間の児童福祉施設等に受け入れて生活支援を行う。								
＜高齢者・障がい者＞								
・県・市町村・関係団体が協議して支援内容を決定し、県が介護保険や障害福祉サービスの提供事業者に委託して、自宅等において支援を行う。								
3 事業目標・取組状況・改善点								
・新型コロナウイルス第6波の襲来に備え、事業に従事する保育士等（会計年度任用職員）を新たに雇用するなどして、同時に複数の家族への支援が必要な場合や、支援が継続的に長期間必要な場合に対応できるよう支援体制の強化を図る。								
・令和3年度は、10月末までに8家族・17人（うち18歳未満は7家族・16人）の監護・介護等を行った。（1家族につき平均9日間、最大16日間の支援を実施）								

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7859）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【新型コロナ第6波対策】生活福祉資金緊急貸付事業	1,100,000	550,162	1,650,162	550,162				
トータルコスト	1,101,584	550,954	1,652,538	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務等、関係機関との調整				
従事する職員数	0.2人	0.1人	0.3人					
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

低所得者、離職者等に対し、必要な資金の貸付と相談支援を行う生活福祉資金貸付事業について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への対象拡大に伴い、貸付件数が増加しているため、実施主体である社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に対し、貸付原資を補助する。（国庫補助10/10）

2 主な事業内容

（1）補助金名

生活福祉資金貸付事業補助金

（2）補助対象事業

資金の種類	資金の内容
緊急小口資金	休業等により収入が減少した世帯に対する緊急かつ一時的な貸付
総合支援資金	収入の減少や失業等の状態にある世帯に対する生活費用の貸付

（3）実施主体

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

3 事業目標・取組状況・改善点

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、従来の低所得世帯への貸付に加え、新型コロナウイルスの影響を受けた休業等による収入の減少で、一時的な貸付が必要となった世帯にも対象が拡大されるとともに、この特例貸付の受付期間が令和3年8月末から11月末に延長された。

【特例貸付決定状況（11月14日時点）】

- ・緊急小口資金 3,845件（貸付額 661,960千円）
- ・総合支援資金 6,513件（貸付額 3,497,657千円）
- 計 10,358件（貸付額 4,159,617千円）

（参考）貸付原資残額

- ・貸付原資額：4,543,343千円
 - 既存原資額：672,343千円
 - R2年度措置額：2,771,000千円
 - R3年度措置額：1,100,000千円
- ・既貸付総額：4,159,617千円（10,358件）（11月14日時点）
- ・原資残額：383,726千円

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7866）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事 業 名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)【新型コロナ第6波対策】障がい福祉施設における感染症防止対策支援事業	0	7,714	7,714	5,142			2,572	
トータルコスト	0	9,298	9,298	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人					
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

新型コロナウイルス感染症の第6波に備え、障害福祉サービス等を提供する施設等における新型コロナウイルス感染症防止対策を強化するため、必要な衛生用品等の購入経費を支援する。

2 主な事業内容

（1）補助事業概要

補助対象	障害福祉サービス等を提供する施設・事業所を運営する社会福祉法人等
対象経費	施設・事業所において感染防止対策に必要な衛生用品等の購入に要する費用（令和3年10月から12月までの間に発生した経費に限る）
補助率等	定額補助（サービス種別に応じて1事業所あたりの単価を設定。） ・入所系サービス・・・20千円～40千円 ・居住系サービス・・・7千円 ・通所系サービス・・・7千円～14千円 ・訪問系サービス・・・3千円
事業費	7,714千円（補助金及び事業実施にあたり必要な委託費を含む）
負担割合	国2/3、県1/3

（2）事業背景

国の令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、新型コロナウイルス感染防止対策に必要な経費見合いとして、報酬額に0.1%の上乗せ特例が設定されたが、特例期間は令和3年9月に終了した。しかしながら現在も新型コロナウイルスの感染拡大は予断を許さない状況であり、引き続き厳重な感染対策が必要であることから、同年10月以降については、サービス報酬ではなく、より直接的に、必要なかかり増し経費への支援（実費補助）を全国的に実施することとなった。

3 事業目標・取組状況・改善点

国補助金を活用し衛生用品等の購入費に対し助成することで、障がい福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた取組を推進する。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課（内線：7860）

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事 業 名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)【新型コロナ第6波対策】介護サービス事業所・施設における感染症防止対策支援事業	0	19,515	19,515			(基金繰入金) 19,515		
トータルコスト	0	21,099	21,099	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人					
工程表の政策内容	ー							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

新型コロナウイルス感染症の第6波に備え、介護サービスを提供する施設等における新型コロナウイルス感染症防止対策を強化するため、必要な衛生用品等の購入経費を支援する。

2 主な事業内容

（1）補助事業概要

補助対象	介護サービスを提供する事業所・施設を運営する社会福祉法人等
対象経費	施設・事業所において感染防止対策に必要な衛生用品等の購入に要する経費 （令和3年10月から12月までの間に発生した経費に限る）
補助率等	定額補助（サービス種別に応じて1事業所あたりの単価を設定。） ・通所系・・・1万円～2万円 ・訪問系・・・5千円～2万円 ・施設系・・・1万円～7万円
事業費	19,515千円（補助金及び事業実施にあたり必要な委託費を含む）
負担割合	鳥取県地域医療介護総合確保基金（国2/3、県1/3）

（2）事業背景

国の令和3年度介護報酬改定において、新型コロナウイルス感染症防止対策に必要な経費見合いとして、報酬額に0.1%の上乗せ特例が設定されたが、特例期間は令和3年9月に終了した。しかしながら現在も新型コロナウイルスの感染拡大は予断を許さない状況であり、引き続き厳重な感染対策が必要であることから、同年10月以降については、サービス報酬ではなく、より直接的に必要なかかり増し経費への支援（実費補助）を全国的に実施することとなった。

3 事業目標・取組状況・改善点

基金を活用し、衛生用品等の購入費に対し助成することで、高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた取組を推進する。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
3 項 観光費
1 目 観光費

観光戦略課（内線：7099）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)観光需要回復加速化緊急対策事業 (バス旅行商品支援)	0	30,000	30,000	30,000				
トータルコスト	0	30,792	30,792	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付業務				
工程表の政策内容	魅力ある観光地づくりと戦略的観光情報の発信							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

大幅に落ち込んだ旅行需要を加速度的に回復させるため、本県への宿泊・周遊を伴うバスツアー造成に対する支援を行う。

2 主な事業内容

鳥取県観光連盟のプロモーターを活用し、県外旅行会社へバス旅行商品造成を働きかける。

（1）事業期間 令和4年1月1日から3月31日まで

（2）事業実施主体 公益社団法人鳥取県観光連盟

（3）支援内容 支援条件を満たす旅行会社がツアー催行した場合の経費を支援する。

区分	対象日	1台当たり補助金額
宿泊あり	①土曜日、祝祭日前日	30千円・泊
	②①以外の日	60千円・泊
宿泊なし	①土・日曜日、祝祭日	15千円
	②①以外の日	30千円

（4）支援条件 全ての条件を満たすこと。
 ・バス1台あたり9名以上が乗車すること。
 ・県内の観光地を2か所以上訪問すること。
 ・鳥取県観光連盟が指定する食事箇所1回以上の食事利用すること。
 ・旅行会社1事業所あたりの上限額は、宿泊あり1,000千円、宿泊なし500千円とすること。
 ・繁忙期（年始）は対象外。

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・新型コロナウイルスの感染拡大により、バス需要を含む旅行需要が急激に落ち込んでいる。県外からの宿泊・周遊を伴うバスツアーへの造成支援により、県外からの団体誘客を図る。
- ・令和3年10月1日から全国に発出されていた緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除されたことにより、バスツアー需要に回復の兆しがあるものの、引き続き、新型コロナウイルスの影響に対する旅行需要の底上げのため、継続的な需要喚起が必要となっている。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費
2 項 企画費
3 目 交通対策費

地域交通政策課（内線：7 1 0 0）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) コロナ禍の影響を受けた路線バス事業者応援事業	0	40,000	40,000	40,000				
トータルコスト	0	40,792	40,792	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務				
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

地域の路線バスを運行しているバス事業者が行っている高速バス事業では、昨年来、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が全国各地で発令された影響で、利用者が激減しており、ほとんどの路線で運休や減便を行ってきた。

この間、バス事業者には運賃収入が入ってこない（あるいは減収する）一方で、バス維持管理に係る経費は発生しており、これが事業者にとって大きな負担となっている。

高速バス事業の影響が、路線バス運行の経営に甚大な影響を及ぼすものであり、交通ネットワークのインフラを維持するため、高速バス事業を行う路線バス事業者に対して、住民が安心して移動できる地域交通を続けていくことを前提に高速バス車両の維持を支援する。

2 主な事業内容

高速バス事業を行う路線バス事業者であって、新型コロナウイルス感染症の収束後も県内路線バス事業を継続しようとする事業者に対して、バス車両の維持経費を支援する。 40,000千円

3 事業目標・取組状況等

○事業目標

高速バス車両の維持支援を通じて路線バス等地域交通を守る。

○取組状況等

<バス事業者への支援状況>（5月臨時補正予算）

- ・バス（路線・貸切・高速）、タクシー車両を活用し、新型コロナウイルス感染症拡大防止等を啓発する広告を実施（57,000千円）
- ・貸切バス等の活用を促すため、利用料の半額割引により新たな需要開拓を行うバス事業者等を支援（25,000千円）
- ・バス・タクシー・第三セクター鉄道の業界ガイドラインに沿った安全安心な感染防止対策に必要な資機材整備を支援（5,000千円）

令和3年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

1 項 商業費

3 目 金融対策費

企業支援課（内線：7658）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【制度改正】 新型コロナ克服特別金融支援事業	583,834	0	583,834					
トータルコスト	593,339	0	593,339	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.2人	0.0人	1.2人	制度検討、補助金交付事務、関係機関との調整等				
工程表の政策内容	資金調達の円滑化（機動的な金融支援）及び再生支援							

事業内容の説明 【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

コロナ禍からの売上回復が遅れており、県内中小企業者等の資金繰りが引き続き懸念されるため、無利子無保証料融資（新型コロナウイルス感染症対応地域経済変動対策資金）の申込期限を令和3年12月末から令和4年3月末まで延長することで、経営安定化等に要する資金調達を支援する。

2 主な事業内容

（1）改正内容

新型コロナウイルス感染症対応地域経済変動対策資金の申込期限を、令和3年12月末から令和4年3月末まで延長する。

（2）資金制度概要

融資枠	500億円
資金使途	運転資金、設備資金、借換資金
融資上限額	3億円
融資期間	10年以内（据置5年以内含む）
融資利率	・売上15%（個人事業主及び鳥取県中部地震被災企業向け資金の借入金を借り換える事業者の場合は5%）以上減少の場合 当初5年間0%、6年目以降1.43%
	・売上5%以上減少で上記以外の場合等 当初5年間0.7%、6年目以降1.43%
保証料率	最大10年間0%

3 事業目標・取組状況・改善点

＜事業目標＞

県内中小事業者等への経営安定化等に要する資金の円滑な調達の支援を目標とする。

＜取組状況・改善点＞

- 令和2年1月30日付けで、新型コロナウイルス感染症対応の地域経済変動対策資金発動（利率1.43%、保証料率0.5%程度、融資期間10年）

・支援内容の拡充

- R2. 2.14 「利率1.43%+保証料率0.5%程度」 → 「利率0.7%（5年間）+保証料0%（5年間）」
- R2. 3.18 「利率0.7%（5年間）+保証料0%（5年間）」 → 「利率0%（3年間）」対象：売上高15%以上減少
- R2. 5.1 国制度を活用し、「利率0%（3→5年）+保証料0%（5→10年）+据置期間（3→5年）」へ拡充等
- R2.12.22 申込期限を令和3年3月末まで延長
- R3. 1.29 融資限度額を2.8億円から3億円の拡充
- R3. 3.30 融資申込期間を令和3年3月末から令和3年6月末まで延長
- R3. 5.28 融資申込期間を令和3年6月末から令和3年9月末まで延長
- R3. 9.24 融資申込期間を令和3年9月末から令和3年12月末まで延長

・融資実績（R3.11.10時点）

融資実行件数10,274件、融資実行額1,877億円（発動時からの累計）

- 借入事業者に対しては引き続き関係機関と連携しながら、金融支援と経営支援の一体的な推進体制を強化していく。

※無利子無保証料融資の終了を見据え、令和3年6月補正で予算措置した新たな資金（コロナ克服伴走支援資金（利率1%、保証料率0.2%））については、このたびの無利子無保証料融資の申込期限延長に伴い、発動を休止する（当初発動予定時期：令和3年10月）。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

1 項 商業費

4 目 貿易振興費

通商物流課（内線：7850）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 境港新規コンテナ貨物獲得緊急対策事業	0	11,000	11,000	11,000				
トータルコスト	0	11,792	11,792	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金審査・交付				
工程表の政策内容	境港を活用した物流促進							

事業内容の説明

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込んでいた境港のコンテナ貨物の荷動きの回復を加速させ、境港定期航路の新規貨物誘致や利用促進を目的として、境港発着の外国貿易定期コンテナ航路を新規に利用する荷主や利用拡大する荷主へ緊急的に支援する。

2 主な事業内容

境港を利用する貨物確保のため、境港発着の外国貿易定期コンテナ航路を利用した新規及び利用が増加する荷主企業に対して支援する。【境港貿易振興会への間接補助】

（1）新規利用荷主への支援

- ・対象事業者：新たに境港発着の外国貿易定期コンテナ航路を利用した荷主
- ・補助額：1 TEUにつき20千円（上限500千円）
- ※1 TEU・・・20フィートコンテナ（長さ6メートル）1本分の換算単位

（2）利用増加荷主への支援

- ・対象事業者：境港発着の外国貿易定期コンテナ航路を利用して貨物量を増加させた荷主（前年と比較して10TEU以上利用が増加していること）
- ・補助額：増加貨物1 TEUにつき10千円（上限2,000千円）

3 事業目標・取組状況・改善点

＜事業目標＞

- ・荷主企業等への境港利用助成制度に対して補助を行い、境港利用促進を図ることで、航路の維持および境港の利便性向上につなげる。

＜取組状況・改善点＞

- ・境港の港湾状況や定期船サービス等の最新情報を提供し利用拡大に繋げるため、境港後背地の地元企業向けに、境港利用促進懇談会をオンラインで実施した（約70社・団体参加、8月27日開催）。また、輸出入の際の利用港の決定権を有しているメーカー本社の貿易部署や取引商社、フォワーダー（運送・通関取扱事業者）等が多く立地する首都圏や関西においても、同様の懇談会を開催する予定である。
- ・境港利用促進の関係機関（県、境港貿易振興会、境港管理組合）が、連携して新規の荷主開拓等を推進するためのネットワーク会議を月2回程度開催（11月下旬より）することとした。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、県外企業への訪問を自粛していたが、今後、感染予防対策を徹底したうえで、同ネットワーク活用により県外企業等への訪問セールス等を適宜実施する。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
1 項 商業費
2 目 商業振興費

商工政策課（内線：7538）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 全国初！県版SDGs企業認証パイロット事業	0	1,500	1,500	750			750	
トータルコスト	0	2,292	2,292	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	セミナー実施、関係機関との調整				
工程表の政策内容	コロナ危機を克服し、県経済・産業の“再生”と“持続的発展”を実現							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

金融市場における投資判断のほか、国内外企業における事業活動の価値判断の一つとして、「環境(Environ-ment)」、「社会(Social)」、「企業統治(Governance)」(3分野を総称して「ESG」という)への関心が高まる中、都道府県レベルで全国初となる県版SDGs企業認証制度を創設・運用し、投資家やサプライチェーン、働く人、社会等から選ばれる企業への転換を促すなど県内企業の価値向上を図る。

(※)「ESG」とは、企業が長期的な成長を遂げるために必要な3つの要素「ESG」を重視する考え方を実践する経営のことをいい、「SDGs(持続可能な開発目標)」の達成に向けた手段ともされており、今後、金融機関による投融資をはじめとした企業支援の際に、「SDGs企業認証」が判断材料の一つとなることも期待される。

2 主な事業内容

○パイロット事業「県版SDGs企業認証パイロット」の実施

現在検討を進めている「県版SDGs企業認証制度」について、令和4年度からの本格運用に先立ち、パイロット事業「県版SDGs企業認証パイロット」を実施し、試行的な認証審査や取組企業に応じたサポートを行いながら、取組企業が円滑に正式認証へ移行できるよう支援を行う。

(単位：千円)

細事業名	事業内容	予算額
認証取得支援事業	「県版SDGs企業認証パイロット」に取り組む企業を対象に、認証取得に向けた申請書改善及び取組課題実現に向け、専門家による伴走支援を行う。 【専門家による伴走支援(例)】 ・環境経営専門家によるエネルギー使用量の把握等支援 ・社会保険労務士による労務管理規程の整備等支援 ・弁護士による内部統制規程の整備支援 ・BCMS（事業継続マネジメントシステム）専門家による事業転換・BCP(事業継続計画)策定支援 など	990
SDGs経営転換支援事業	自社が保有する経営資源のSDGs経営への落とし込み等ノウハウの提供・普及啓発、及び県版SDGs企業認証制度の情報発信などを目的とした専門セミナー・プロモーションを実施する。 (1)SDGs経営チャレンジセミナー(1月頃) ・パイロット事業のキックオフを行うとともに、2030年を見据えたSDGs経営転換に向けたノウハウや勘所を得るための専門セミナーを開催する。 (2)県版SDGs企業認証制度プロモーションセミナー(3月頃) ・令和4年度からの制度本格運用に向け、県内企業等向けに制度PR等を行うとともに、パイロット企業の取組例を情報発信するためのプロモーションセミナーを開催する。	510

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

- SDGs経営への意識転換や事業参入などを支援し、新たな投資・取引を呼び込むなど県内企業の価値向上を図る。
- <取組状況・改善点>
- 令和2年9月に募集開始した「とっとりSDGsパートナー登録制度」について、383社が登録している(R3.11.10時点)。
- 令和3年6月に県内金融機関や商工団体、学術機関等を構成メンバーとする制度検討会を設置した。同検討会により検討着手した「県版SDGs企業認証制度」について、令和4年度からの本格運用を目指し、パイロット事業「県版SDGs企業認証パイロット」を令和4年1月より開始予定である。

【県版SDGs企業認証制度の検討案】

(目的) SDGs経営の見える化等により、取組内容のさらなる推進、ひいては企業価値向上を目指す

(対象) 県内事業者（営利事業を営む者）

(認証) 「環境」「社会」「経済」の3側面の取組状況を総合的に審査し、認証基準を満たす事業者を認証

(その他) 小規模事業者でも取り組み易い仕組みのほか、認証事業者へのインセンティブ導入などを検討中

【「県版SDGs企業認証パイロット」の推進スケジュール(予定)】

R3.11下旬～ 県内企業を対象に幅広く公募

R3.12～R4.1 パイロット企業としての認証審査・選定

R4.1～3 パイロット事業の実施（専門家による伴走支援、情報発信等の実施）

R4.4～ 県版SDGs企業認証制度の本格運用開始

令和3年度一般会計補正予算説明資料

6款 農林水産業費

4項 林業費

森林づくり推進課（内線：7305）

4目 森林病虫害防除費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 松くい虫被害緊急対策事業	0	27,603	27,603				27,603	
トータルコスト	0	28,395	28,395	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	松くい虫被害木の緊急的な伐倒駆除				
工程表の政策内容	森林整備の推進、森林病虫害被害対策の徹底							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
松は他の樹木では育ちにくい海岸などの乾燥地で生育できる貴重な樹種であり、冬期風浪時に飛砂を防止するなど重要な役割を担っている。今年度は北栄町などの海岸砂地の保全松林において、例年を大きく上回る松くい虫被害が見られており、次期感染源の温床となるおそれが高く、緊急的な対策が必要となっている。このため、有識者を交えて、県・市町の関係者による検討会を開催し、現地調査及び今後の被害対策のあり方を検討するとともに、徹底した松くい虫被害木の駆除を行う。								
2 主な事業内容								
	細事業名	内容		実施主体	県補助率 (上限額)	補正予算額 (千円)		
1	松くい虫被害対策検討会	有識者を交えた現地調査及び対策の検討		県・市町	—	103		
2	松くい虫被害木の緊急的な伐倒駆除	県及び市町が実行する伐倒駆除(※)		県	—	15,500		
				市町	県 1/2	12,000		
合計						27,603		
※県は高度公益機能森林（県指定）、市町は地区保全松林（市町指定）をそれぞれ分担して実施する。								
3 補正理由								
・被害要因となる線虫を運ぶカミキリ虫が7月の高温により活動が活発化したことにより、主に県東・中部の保水性の低い海岸砂地で被害が増加している。								
・被害が増加した翌年はさらに被害増となる傾向があるため、今年度、被害木の徹底的な駆除が不可欠である。								
・北栄町では内陸の地区保全松林（市町指定）から海岸の高度公益機能森林（県指定）への飛び込み被害の兆候が見られる。								
・このような状況を踏まえ、松くい虫被害の調査研究に精通した有識者を交えて、関係者による現地調査を行い対策を検討する必要がある。								
・今後の被害対策については、被害跡地への抵抗性マツの導入や松以外の樹種への転換も視野に入れながら幅広く検討する。								
4 事業目標・取組状況・改善点								
(1) 事業目標								
飛砂の防止や水源のかん養などの重要な役割を果たす松林を保全する。								
(2) 取組状況・改善点								
本県での松くい虫防除は、昭和48年から被害木駆除を、昭和53年から航空機を用いた特別防除(空中散布)を開始し、駆除と予防を組み合わせた被害対策を継続して実施してきた結果、近年の被害量はピーク時の1割未満となっているが、近年、東・中部の海岸部で被害が拡大傾向にあるため、引き続き、県と市町村が連携して被害対策を実施していく。								

令和3年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費
2 項 企画費
6 目 文化財保護費

とっとり弥生の王国推進課（電話：0857-85-5011）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「青谷であおーや！」 青谷弥生人大 搜索作戦事業	0	4,750	4,750				4,750	
トータルコスト	0	5,542	5,542	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	審査会の実施、展示の実施				
工程表の政策内容	ー							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

青谷上寺地遺跡から出土した人骨をもとに制作した「青谷弥生人」の復顔像を「とっとり弥生の王国」や「青谷上寺地遺跡」の全国に向けたPRに効果的に活用するため、「青谷弥生人大搜索作戦」（そっくりさんの募集）を開始する。

2 主な事業内容

(1) 内容

○青谷弥生人大搜索作戦（そっくりさんの募集）の審査会を実施する。

【スケジュール（予定）】

- ・令和3年11月2日～12月19日 そっくりさんの募集
- ・令和4年1月 審査会の実施（写真審査。10名程度を入賞者として選定し、認定証を交付）
- ・令和4年5月 グランプリの決定

○特別公開の実施

青谷弥生人復顔像について、県外での特別展示を実施する。

（展示案）

- ・中日文化センター（名古屋市）で行われるカルチャースクールでの特別公開
- ※「祝 世界遺産登録！北海道・北東北の縄文遺跡群 縄文から弥生へ各地の遺跡を巡る」（令和4年2月18日）
（青森・石川・北海道・秋田・岩手・鳥取県のリレー講座）
- ・首都圏・関西圏でのお披露目イベント（鳥取県関連のイベントと連携したお披露目 等）

(2) 経費

4,750千円

<復顔について>

青谷上寺地遺跡からは保存状態の良い約5,300点に及ぶ弥生時代後期（紀元2世紀頃）の人骨が出土しており、平成30年から鳥取県は国立科学博物館及び国立歴史民俗博物館と人骨及びそのDNA分析などの共同研究に取り組んでいる。

こうした研究の成果の一つとして、この度、最もDNAの保存状態の良い頭蓋骨をもとに、弥生時代後期の青谷上寺地遺跡に暮らしていた男性の復顔像を、国立科学博物館の監修を受けて制作した。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費 4項 医薬費 2目 医務費

医療政策課 (内線: 7 1 9 5)
(単位: 千円)

事 業 名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護 総合確保基金事業		〔債務負担行為〕 110,700	〔債務負担行為〕 110,700			〔債務負担行為〕 (基金繰入金) 88,200 (雑入) 22,500		
	799,081	0	799,081					
トータルコスト	829,181	792	829,973	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.8人	0.1人	3.9人	地域医療学講座の運営に係る連絡調整等				
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、「必要な医療を適切な場所で提供できる体制の整備」と「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」のための取組を進める。

【補正内容】

地域医療に貢献する人材の育成及び地域医療の実践、研究・教育を行うため鳥取大学医学部に設置している寄附講座（地域医療学講座）について、令和4年度以降も引き続き設置するため、寄附を行うものである（令和4年度から3年間）。

<地域医療学講座の概要>

- (1) 目的 鳥取大学と鳥取県が共同して、地域医療に貢献する人材の育成及び地域医療の実践と研究、教育を行うとともに、地域医療を志す医師を支援することを目的とする。
- (2) 設置 平成22年10月
- (3) 業務概要
 - 地域医療に貢献する人材の育成
 - ・地域医療に関する講義及び臨床実習
 - ・地域枠の学生に対する地域医療マインドを醸成するための企画の立案及び実施
 - ・地域枠等の学生への面談及びキャリア形成支援 など
 - 地域医療に関連する診療支援
 - ・地域の医療機関及び診療教育拠点における実習教育に関連する診療支援 など
 - 地域医療に関する研究
 - ・地域医療体制、臨床疫学、地域医療教育及び地域医療に貢献する人材の育成などに関する研究 など
- (4) 人員体制
 - 教授1名、准教授1名（1名）、講師又は助教4名（2名）
 - ※（ ）内が、県からの寄附金により確保する教員

2 主な事業内容

<債務負担行為の概要>

- (1) 期 間：令和4年度から令和6年度まで
- (2) 限度額：110,700千円（内訳） 36,900千円×3か年
※なお、日野病院から毎年7,500千円の協力金をいただき、財源に充当する。
- (3) 内 容：鳥取大学医学部が開設する地域医療学講座に対して、人件費及び研究・活動費を寄附する。

《参考》これまでの地域医療学講座設置に係る鳥取大学との協定内容

設置期間：平成22年10月1日～令和4年3月31日

寄附金額：総額387,450千円

（内訳）

平成22年度 21,650千円

平成23年度～平成27年度 各年30,500千円

平成28年度～平成30年度 各年34,200千円

令和元年度～令和3年度 各年36,900千円

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・地域医療に貢献する人材の育成や地域医療の実践・研究・教育等を推進する。
- ・地域医療学講座の平成22年度の設置以来、地域医療教育プログラムの導入、地域医療等に関するカリキュラム外教育の実施、奨学生等へのキャリア形成支援等、地域医療に貢献する人材の育成を行うとともに、医師確保が難しい中山間地の医療機関に対する診療支援を実施している。
- ・将来の地域医療を担う人材の育成や地域における診療支援等の取組を今後も継続する必要がある。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1項 教育総務費

4目 教育連絡調整費

小中学校課（内線：7947）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 学力向上に関する市町村連携強化事業「未来を拓くとっとり学力向上プロジェクト」	0	〔債務負担行為〕 18,095 1,210	〔債務負担行為〕 18,095 1,210				〔債務負担行為〕 18,095 1,210	
トータルコスト	0	2,002	2,002	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	関係機関との連絡・調整、学校への支援、教材の研究・開発、研修の実施				
工程表の政策内容	確かな学力・学びに向かう力の育成							

事業内容の説明

1 事業の概要

鳥取県における学力向上について、市町村及び市町村教育委員会と課題を共有し、協働しながら課題解決に向けて具体的な取組を検討・実行することで、全県一体での学力向上を推進する。

2 事業背景

令和3年度全国学力・学習状況調査において、本県は小学校算数、中学校国語、中学校数学の平均正答率が全国平均を下回っており、全国学力・学習状況調査やとっとり学力・学習状況調査をもって、県内学校の学力の状況及び課題を市町村と共有し、その課題解決に向けて取組を一層推し進めることが喫緊の課題である。

令和3年度は、県教育委員会が各市町村を個別に訪問し、情報の共有や更なる協力体制の構築について意見を交わした。

3 学力向上プロジェクトの内容

（単位：千円）

区分	内容	事業費
「鳥取県・市町村学力向上推進会議」の設置	県と市町村、市町村教育委員会で構成される鳥取県・市町村学力向上推進会議を設置し、全国学力・学習状況調査やとっとり学力・学習状況調査の調査結果を分析し、課題解決への取組を市町村と検討・実行する。	10
学校への集中支援	希望する学校に対して、放課後を利用し児童生徒の集中補習授業を実施する。	—
学力向上に向けた教材研究・開発	全国学力・学習状況調査の調査問題を教科書の単元ごとに配列した問題集や応用力を問う問題を集約した教材を全小中学校に配布し実施する。	960
教員の指導力向上研修	知識を活用して課題を解決する力（「今、求められる学力」）を育む授業作りについて学ぶことができる研修動画やワークシートを作成・配布し、各学校での指導力向上研修を実施する。	240
ICTの活用	個々の能力学習に困難さを抱えている児童生徒に対して、学習のつまずきを解消するため、eラーニング教材を活用した放課後学習など理解と定着を支える方策を検討・実施する。	—
教科別ワーキンググループによる学力向上施策の検討	国語や算数・数学のワーキンググループを開催し、より効果的な学力向上施策の検討等を行う。	—
合計		1,210

4 とっとり学力・学習調査の実施（債務負担行為：18,095千円、期間：R4年度）

県独自の「とっとり学力・学習状況調査」を実施し、児童生徒一人一人の学力の伸びや学習意欲等の状況を把握するとともに、学力向上に効果のあった指導方法について、全県に周知することにより、学習指導の充実や授業改善の推進を図る。

また、本調査結果をもとに、支援を希望する学校に対して、全国学力・学習状況調査の問題を活用した授業づくり等の取組について市町村教育委員会と連携して集中的に支援する。

5 事業目標・取組状況・改善点

- ・「とっとり学力・学習調査」が鳥取市、米子市は実施2年目となり、児童生徒の学力レベルの伸びや、非認知能力・学習方略の伸びが把握できるようになった。そのことから、学力を伸ばし、実践を学校内で共通して取り組むとともに、県内の良い実践を報告書にまとめ、広く周知を図っている。
- ・学力向上推進プロジェクトチームでの外部専門家等との議論を踏まえ、学力向上に向けた中長期的な方向性と具体的な方策を示した「鳥取県学力向上推進プラン（令和3年度版）」に基づき、学力向上の推進を図っている。
- ・全県での指導主事研修会を大幅に増やし、指導主事の力量を高めるとともに、県教育委員会事務局による小学校全校訪問を年間に複数回実施して授業を参観し「わかる」「できる」授業改善について指導助言を行っている。
- ・全国学力・学習状況調査の調査問題を活用した「活学力アップにつながる授業改善事業（B-PLAN）」や単元到達評価問題を実施する学力向上重点校を全県に拡大して取組を進めている。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

10款 教育費

1 項 教育総務費

高等学校課、教育環境課（内線：7917）

4 目 教育連絡調整費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 国際バカロレア教育 認定準備事業		債務負担行為 6,000	債務負担行為 6,000		継続費 76,000		債務負担行為 6,000	県費負担
		継続費 85,415	継続費 85,415		<15,000>		継続費 9,415	
	0	35,166	35,166		30,000		5,166	20,166
トータルコスト	0	35,958	35,958	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	フォーラム開催、施設整備に係る連絡調整、支払等会計手続				
工程表の政策内容	魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

世界に通用する論理的思考力や表現力、コミュニケーション能力などが身につけられることで国内外から高い評価を得ている国際バカロレア（IB）教育を令和5年度から倉吉東高校で実施するため、入学生の確保を目的とした「国際バカロレア教育フォーラムin鳥取」を開催し、バカロレア教育の認知度向上や機運醸成を図るとともに、必要な施設整備等の環境整備を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	事業費		
		令和3年度	令和4年度	合計
「国際バカロレア教育フォーラムin鳥取」の開催	【R3】フォーラムの開催準備 （フォーラム参加校や出演者との調整等） 【R4】フォーラムの開催 ＜開催案＞ 開催時期：令和4年夏頃（認定時期に合わせて開催） 開催内容 ・国際バカロレア教育先進校の講演 先進的に国際バカロレア教育を導入した高校（セントジョセフ高校シンガポール）、東京学芸大学附属高校等を想定）による取組等についての講演会を行う。 ・国内外の国際バカロレア校生によるプレゼンテーションコンテスト 国内外の国際バカロレア校生とともに、本県高校生が設定した統一テーマについて調査・研究した成果を発表し合い、意見交換を行う。 最後に有識者による講評・表彰（最優秀校、優秀校）を行う。 ・世界で活躍する国際バカロレア校卒業生によるトークセッション ・その他 SNSや民放等を活用した情報発信を併せて実施する。	1,000	（債務負担行為） 6,000	7,000
国際バカロレア認定校に必要な施設整備（継続費）	・IBコースの普通教室、職員室等の整備（図書館棟、管理棟） ・国際バカロレア機構が定める安全要件を満たすための改修（化学教室） ・IBコースの音楽の試験・指導に必要な個別練習ブースの設置（創作・交流ホール）	34,166	51,249	85,415

3 これまでの取組と今後の流れ

時期	取組内容
令和元年度	関心校表明・候補校申請 文部科学省主催IB説明会を倉吉東高校で開催
令和2年度	候補校認定
令和3年度	県教委主催のIB説明会（オンライン／中学生・保護者、中学校教員等対象）を実施 認定校申請（12月頃予定）
令和4年度	（予定）認定校認定
令和5年度	（予定）1期生入学（IBコースは2年次から）

4 事業目標・取組状況・改善点

＜事業目標＞
令和5年度から倉吉東高校において国際バカロレア教育を実施するため、フォーラムを開催することによりバカロレア教育の認知度の向上や機運の醸成を図り、入学者の確保につなげるとともに、国際バカロレアの認定に必要な施設整備等の環境整備を行う。

＜取組状況・改善点＞
国際バカロレア機構のコンサルタントによる指導助言を得ながら、教員の研修、カリキュラムの検討等を進めている。
また、施設整備においては、必要な整備内容の検討を行い、令和3年度に本工事に必要な設計業務を実施した。

令和３年度一般会計補正予算説明資料

２款 総務費

１項 総務管理費

資産活用推進課（内線：７０６９）

７目 財産管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ふるさと納税・広告促進事業	116, 127	73, 908	190, 035				73, 908	
トータルコスト	131, 969	74, 700	206, 669	(補正に係る主な業務内容) 寄附者からの寄附の受け入れ、寄附に対する返礼品の送付				
従事する職員数	2.0 人	0.1 人	2.1 人					
工程表の政策内容	ふるさと納税・その他広告事業の促進							

事業内容の説明

１ 事業の目的・概要

鳥取県へのふるさと納税について、今年度の寄附受入額が当初予算額よりも増加すると見込まれることから、寄附受入額に応じて変動する委託料及び報償費を増額補正する。

（参考）令和３年９月末時点寄附受入額 129,629 千円（対前年度同期比 134%）

２ 主な事業内容

（単位：千円）

項目	事業内容	補正額
委託料	受付等業務委託料	32,190
報償費	寄附者に対する返礼品	41,718
合計		73,908

令和3年度一般会計補正予算説明資料

8 款 土木費
1 項 土木管理費
4 目 建築指導費

中山間地域政策課（内線：7130）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
空き家対策支援事業	25,500	5,500	31,000				5,500	
トータルコスト	32,970	6,575	39,545	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.2人	0.2人	1.4人	補助事業に係る事務				
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

空き家の老朽化や不適切な管理等による環境悪化等の問題が顕在化していることから、空き家の除却等に取り組む市町村・老朽危険空き家等の所有者等に対し、その除却に係る経費の一部を支援する。

2 主な事業内容

市町における老朽危険空き家等の除却支援の件数増に伴う増額補正である。

（単位：千円）

区 分	内 容	補正前	補正額	計
老朽危険空き家等除却支援事業	法令に基づく指導等を受けた老朽危険空き家を除却するための経費を補助する市町村に対し経費の一部を支援する。 ・負担割合：国2/5、県1/5（又は市町村負担の1/2）、市町村1/5、所有者1/5（直接補助の場合は市町村負担2/5） ・限度額：国の標準除却費に県の負担割合を乗じた金額	22,000	5,500	27,500
合 計		22,000	5,500	27,500

空き家利活用 推進総合支援 事業	12,800	9,500	22,300				9,500	
トータルコスト	16,761	10,575	27,336	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.5人	0.2人	0.7人	補助事業に係る事務				
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

市場では流通しづらい空き家の利活用を進めるため、空き家の利活用に必要な改修工事等への助成を行う市町村を支援する。

2 主な事業内容

市町における空き家の利活用支援の件数増に伴う増額補正である。

（単位：千円）

区 分	内 容	補正前	補正額	計
空き家利活用流通促進事業	老朽化等で一般に流通しづらい空き家の利活用に係る経費の一部を支援する。 ・対象経費：設計費、家財道具の撤去処分費、建物の改修費等 ・負担割合：県1/3※、市町村1/6、所有者等1/2 ※社会資本整備総合交付金（国：45%、県55%） ・限度額：県600千円（非住宅活用の場合1,000千円）	6,100	9,500	15,600
合 計		6,100	9,500	15,600

令和3年度 一般会計補正予算説明資料

8 款 土木費
4 項 港湾費
1 目 港湾管理費

空港港湾課（内線 7 3 8 0）

（単位：千円）

事 業 名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
港湾維持管理費 [単県公共事業]	352,511	91,000	443,511				91,000	
トータルコスト	370,587	91,792	462,379	(補正に係る主な内容) 工事及び委託契約・監督、支払事務、関係機関との調整				
従事する職員数	3.0人	0.1人	3.1人					
工程表の政策目標(指標)	－							

事業内容の説明

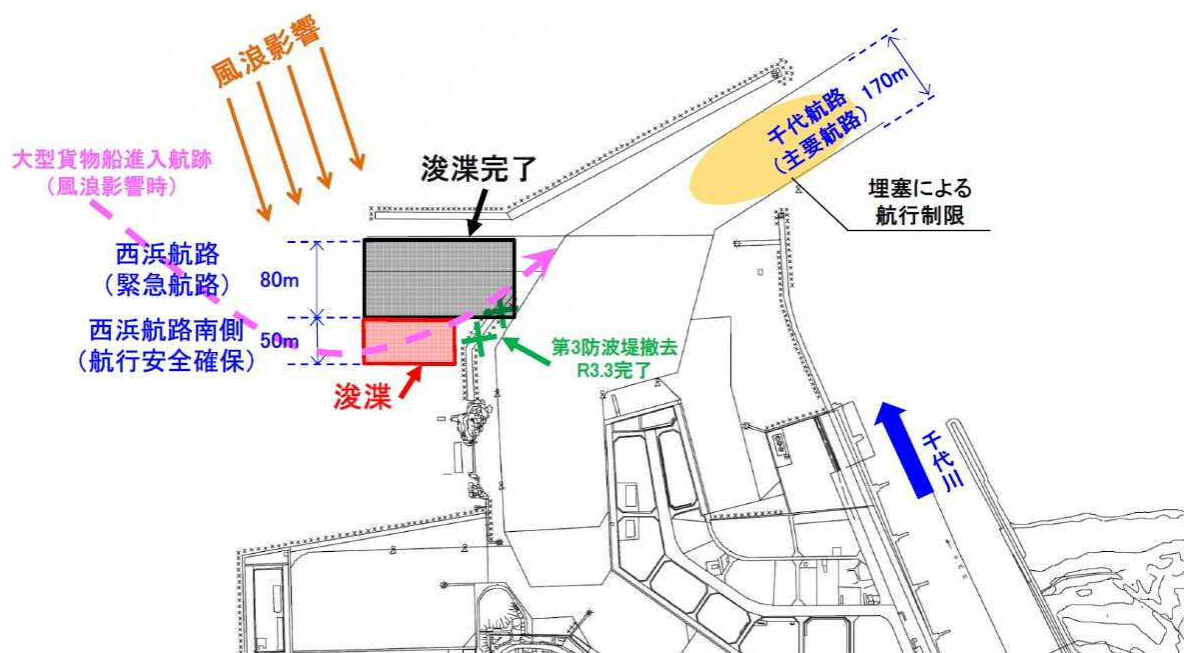
1 事業の目的・概要

近年の異常気象や冬季風浪等により、鳥取港の主要航路である千代航路が度々埋塞し、大型貨物船の入港が不可能となることから、西浜航路を緊急（代替）航路として確保する。航路部分の浚渫は完了し、大型貨物船が風浪の影響により航路を外れた場合においても、座礁することなく安全航行可能とするために西浜航路南側を追加して浚渫する。

2 主な事業内容

西浜航路南側において、大型貨物船の安全航行に必要となる幅50m範囲の水深-10mを確保するための浚渫を行う。

鳥取港 航路浚渫 91,000千円 浚渫土量 18,200m³



3 事業目標・取組状況・改善点

平成31年3月に、西浜航路を緊急（代替）航路として水深-10m・航路幅80mを確保した場合に、主要航路と同等の1万DWTクラスの船舶が安全に航行できるかを検討する航行安全検討委員会を実施した。

令和3年3月には、緊急航路内の既設構造物（第3防波堤）の撤去を完了し、航路部分の浚渫を完了した。

令和2年11月に改訂した港湾計画に基づく主要航路切替を早期に実現するため、国と連携して防波堤整備を進めている。

令和3年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
1 項 商業費
2 目 商業振興費

商工政策課（内線：7213）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)【燃油高騰対策】事業者支援事業	0	30,000	30,000				30,000	
トータルコスト	0	30,792	30,792	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金審査・交付決定、事業者への支援				
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

国内外における経済社会活動の再開を背景とした燃油価格の高騰を踏まえ、様々な県内事業者等を支援するため、緊急の対策を講じる。（商工労働部に一括計上し、所管部局への配当替えにより執行する。）

2 主な事業内容

(1) 資金繰り支援の強化

令和3年10月25日に発動した地域経済変動対策資金（「令和3年度燃油価格の高騰」対策枠）について、新たに利子補給を行い、最長3年間、融資利率を最大無利子まで引き下げる。（市町村が補助した額の2分の1を補助（市町村間接補助）する。）

【地域経済変動対策資金（「令和3年度燃油価格の高騰」対策枠）の制度概要】

項目	内容
融資対象者	燃油価格の高騰により影響を受けた中小企業者等で、次のいずれかの要件を満たす者 ア 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ5%以上減少している者 イ 最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少することが見込まれる者 ウ 最近1か月の売上総利益率（売上総利益（損失）÷ 売上高）又は営業利益率（営業利益（損失）÷ 売上高）が前年同月と比べ減少している者
資金使途	運転資金、設備資金又は借換資金（借換資金は、運転資金又は設備資金に併せて行う場合に限る。）
融資限度額	2億8千万円
融資期間	10年以内（うち据置3年以内を含む。）
融資利率	年1.43パーセント
保証料率	年0.23～0.68パーセント
指定期間	令和3年10月25日から令和4年3月31日まで
融資枠	3億円

(2) 運輸事業者に対する支援【商工労働部、地域づくり推進部で執行】

通常タイヤと比べて価格が割高な低燃費タイヤの導入を促進するため、県内トラック事業者やバス事業者に対して、通常タイヤと低燃費タイヤの差額相当額（1本あたり2千円）を補助する。

(3) 農林漁業者に対する支援【農林水産部で執行】

- ・漁業経営財務基盤強化資金（融資枠1億円）について、無利子化する。
〔現行〕基準金利：1.6% 利子補給率：1.3% → 〔今回〕利子補給率：1.6%
- ・農業者や漁業者が行う省エネ対策などの経費を支援する。（補助率1/3）

(4) 一般公衆浴場に対する支援【生活環境部で執行】

一般公衆浴場に対し、燃油高騰対策として市町が補助した額の2分の1を補助（市町村間接補助）する。

(5) その他の支援

- ・今後の燃油高騰の状況に応じて必要な対策を講じる。
- ・「燃油価格高騰に関する県ワンストップ相談窓口」の開設（既定予算での対応）
→ 県対策のほか国対策を含めた燃油価格高騰対策など事業継続に関する各種相談に対応するため、ワンストップ相談窓口を県内3箇所に開設し、商工団体、信用保証協会、政府系金融機関等と連携しながら、支援メニュー紹介や経営相談等に対応する。
〔設置場所〕県庁（商工政策課）、中部・西部総合事務所（専用ダイヤルを開設）

3 事業目標・取組状況・改善点

< 事業目標 >

燃油価格の高騰により様々な影響を受ける県内事業者等を支援する。

< 取組状況・改善点 >

国際経済情勢、燃油価格動向に応じ、必要とされる支援策を機動的に発動してきた。

（直近の燃油価格対策：H30.6月補正予算、H26.9月補正予算など）

< 燃油価格動向 >

県内1リットルあたりの価格動向（※重油は、中国地方の価格で9月分が直近値）

ガソリン：(R2.5) 123円→(R3.3) 144.3円→(R3.7) 158.0円→(R3.10) 160.3円→(R3.11) 167.1円
軽油：(R2.5) 113円→(R3.3) 130.1円→(R3.7) 144.0円→(R3.10) 146.5円→(R3.11) 152.9円
重油：(R2.5) 48円→(R3.3) 72.7円→(R3.8) 79.8円→(R3.9) 80.9円

令和3年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7859）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)【燃油高騰対策】生活者支援事業	0	15,000	15,000				15,000	
トータルコスト	0	15,792	15,792	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務等、関係機関との調整				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

最近の燃油価格の高騰を受けて、低所得者に対して灯油購入費等の助成を行う市町村に補助金を交付し、低所得世帯の生活支援対策を行う。

2 主な事業内容

実施主体	市町村 （生活困窮世帯に対して灯油購入費等の助成を行なう市町村）
対象経費	灯油購入費に必要な金品又は現物の支給に要した経費
対象者	市町村が生活困窮世帯として認める世帯（生活保護受給世帯含む）
補助率	1/2
1世帯当たり 補助上限額	5,000円

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・市町村が実施する低所得者等に対する灯油購入等の助成に対して、県が一定の補助金を交付し、低所得世帯の生活支援対策を適切に実施する。
- ・国内外における経済社会活動の再開を背景に、燃油価格が高騰しており、長引くコロナの影響もあいまって、低所得者世帯の冬期の生活に深刻な影響を与えることが懸念される。